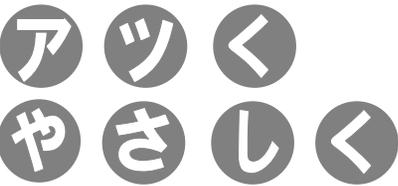


大平よしのぶ

前衆議院議員



国民主権に反する国会議員任期延長

「新型コロナ危機」の中、政府・与党は、国民の怒りを買うばかりの後手後手の対応のみならず、この機に乗じてま

たしても憲法改正を持ち出してきます。その内容の一つがコロナ危機で国政選挙が行えない場合を想定し、国会議員の任期延長を憲法に書き込もうというものです。現職時代に私は、衆議院憲法審査会においてこのテーマでの論戦に挑むため、過去の議論などを学ぶ機会がありました。そもそも国会議員の任期延長とは、国民主権の大原則を支え実現するための極めて重要な権利である国民の選挙権を停止することに他なりません。その国会議員の任期が法律ではなく憲法にはつきりと明記されているのは、実は戦前の反省をふまえて

たものでした。明治憲法下の1941年、衆議院議員の任期が次のような理由で法改正によって1年間延期されました。「今日のような緊迫した内外情勢下に、短期間でも国民を選挙に没頭させることは、国政について不必要にたく議論を誘発し、不必要な摩擦競争を生じせしめて、内治外交上甚だおもしろくない結果を招くおそれがあるのみならず、挙国一致、防衛国家体制の整備を邁進しようとする決意について疑いを起こさしめぬと限らぬので、議会の議員の任期を延長して、今後ほぼ一年間は選挙を行わぬこととした。」こうして、多くの犠牲を生み出した戦争へと



出雲市独自の積極的施策を

コロナ危機 大田県議、市議予定候補が市に要望

日本共産党出雲市委員会は、このほど、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための財政補償や各種

制度の拡充・強化などを求めて市に申し入れました。大田陽介県議、後藤由美市議、来春の市議選に挑む井原優、吉井安見の両市議予定候補が参加しました。(写真)

大田県議らは「市内の飲食店では雇い止めが発生している。支援制度の周知と市独自の積極的な施策を」などを強く要望し、市民の暮らしと命、中小業者の経営を守る実効ある支援策を速やかに講じるよう求めました。

江松 コロナ感染便乗改憲やめよ！

尾村県議らが憲法記念日宣伝

日本国憲法が施行されて73周年の3日、松江市では、日本共産党の尾村利成県議、岩田剛東部地区委員長、市議団が宣伝しました。

尾村県議は、新型コロナウイルス感染が拡大する中で、外出自粛や休業要請と一体の補償や貧弱な医療・公衆衛生の拡充こそ必要だと強調。「個人の尊重と幸福追求権(13条)、生存権(25条)、

応対した藤河正英副市長は「市民の方が困らないようにやってみよう」と応じました。

新型コロナ 日本共産党県議団が県に行った第4次、5次緊急要望(項目)

4月23日の第4次緊急要望(下記左)と5月14日の第5次緊急要望(同右)の「要望項目」(抜粋)を紹介します。

1. 外出自粛・休業要請によって直接・間接の損失を受けているすべての個人と事業者に対する補償をスピーディーに実施するよう、国に働きかけること。

- ① 消費税減税の決断、インボイス制度の中止、免税点を引き上げること。
- ② 地方独自の自粛・休業補償や地方の重要な産業・業種への支援が行えるように「地方創生交付金」の規模をせめて2倍に増やすよう求めること。

2. 地方創生交付金や県の一般財源、基金を投入・活用し、県民のくらしと健康、中小業者の経営・生業を守るため、県として最大限の積極的支援を決断し、県民へ希望を届けること。

- ① 国保料(税)や国民年金の免除、各種保険料や税金の減免・徴収猶予、生活福祉資金貸付制度、住居確保給付金、持続化給付金、小学校休業等対応支援金、納税緩和など各種支援制度が県民に伝わるよう積極的に広報し、周知徹底を図ること。
- ② 県営住宅の家賃減免制度を拡充すること。

3. 医療崩壊を止めるために、検査体制を抜本的に改善・強化するとともに、医療現場へ財政的支援を行うこと。

- ① 地域の医療体制を維持するため、コロナ対策にあたる医療機関と一般医療を続ける医療機関への両方への財政支援を講じること。
- ② 軽症者、無症状者のための宿泊療養施設を十分に確保すること。中等症者、重症者を治療するコロナ特別病棟の確保と病床を増設すること。

4. 介護・障がい者など社会保障の体制を守り、ジェンダーの視点での対策を講じること。

- ① デイサービスの中止など、介護サービスの減収分を補償すること。
- ② 外出自粛要請によって、DVや子どもの虐待が増えており、相談・支援体制を拡充し、緊急避難先(ホテル、公共施設)などを確保すること。

1. 検査体制、医療・福祉体制の強化について

- ① 厚生労働省のクラスター対策班、専門家会議も求めているように、現在の検査で確認されている感染者は「氷山の一角」であり、感染の全体像を把握できていない。検査数を増やし、感染の全体像を把握するため、保健所所管区域ごとにPCR検査センターを開設すること。
- ② 病院、介護施設、福祉施設など、集団感染が起りやすきリスク管理をより厳格にする必要のある病院・施設職員、患者、入所者に対して、感染の疑いの有無にかかわらず、PCR検査が行えるようにすること。
- ③ 医療機関及び福祉施設に対し、病床確保、減収補填、感染拡大防止のための施設整備及び資材・備品の調達費用等への財政支援を行うこと。
- ④ 新型コロナウイルスと日々たたかっている医療、介護、福祉従事者に対する特別手当を創設すること。
- ⑤ 安心できる医療体制を確立するため、公立・公的病院再編リストの撤回を国に要求するとともに、地域医療構想を抜本的に見直すこと。

2. 県民生活、中小業者、農林水産業者への支援拡充について

- ① 「島根版コロナ補償」—中小企業・小規模事業者の経営と雇用を守るため固定費支援、給付金制度を創設すること。
- ② 「外出自粛」「営業自粛」によって消費が落ち込み、県産品の値下がりや在庫の余剰が発生するなど、打撃を受けている農林水産業者への支援を拡充すること。
- ③ ひとり親家庭や就学援助を受けている世帯、収入が大幅に減少した世帯など、生活に困窮する県民への直接給付を行つこと。

3. 学生に対する生活と学びの補償について

- ① 授業料の返還及び減免、生活支援のための給付金など、学生への支援を強化すること。